

特集

病院図書室に求められる新たな機能

病院図書室における患者サービス

—その専門性を探る—

山室 真知子

1. はじめに
2. 患者図書サービスの現況
3. 患者のためのコレクション
4. 患者サービスの展開
5. 患者教育と図書サービス
6. おわりに

1. はじめに

病気の状態が落ちつき、長い時間をベッドの上で過ごす入院患者に読書をと、多くのボランティア活動や公共図書館のサービスが最近活発になってきている。病院は外からのこのようなサービスに対してとかく閉鎖的であるといわれてきたが、社会的にもボランティア活動が普及してきたことによるものであろう。また病院内においては、患者サービスの向上、サービスの在り方、そして病院のアメニティについての検討がなされるようになり、その一つとして入院患者への図書サービスが考えられたことにもよる。

一方、医療の上での患者への情報提供、知る権利、インフォームド・コンセントという考え方がなされるようになると、これまでは職員を対象に医学情報サービスの役割を担ってきた我々病院図書室は、これからの患者サービスとどう関わっていくのかを考える時期かも知れない。その中から医学図書室とも

公共図書館とも異なったこれからの病院図書室の役割、すなわち専門性のようなものを探ってみたい。

2. 患者図書サービスの現況

現在、「病院図書室」または、「病院図書サービス」として入院患者を対象に、または小児科病棟において行われている図書サービスの多くは、院内または院外からのボランティアによるサービスが多いが、最近では公共図書館が病院へ出向いてのサービスも増えてきている。公共図書館が地域住民へのサービスを目的としている以上、その地域の病院に入院している患者もサービスの対象となるのは当然であろう。何よりも豊富な資料を備えているので、利用者にとっても喜ばしいことである。

1994年1月30日に、「全国患者図書サービス連絡会」の名称のもとに、現在入院患者（患児）への図書サービスをしている公共図書館、ボランティア・グループ、病院図書室などの組織が発会したが、その折に参加を呼びかけた団体、グループの数は約60であった。その折把握できなかったところも相当あると思う。病院図書室の担当者の中には院内に設置されている患者サービスにも関心をもっている人は非常に多い。そして自らサービスに協力して参加している担当者もあるが、最少人数での医学情報サービスもままならぬ状態で、手伝いたくともできないというのが現状である。

やまむろ まちこ：京都南病院図書室

病院図書室の専門性として患者サービスを考える時、どんなサービスができるだろうか、可能ならば、病院図書室の機能が活かされたサービス、すなわち患者への正しい、そして分かりやすい医学情報(Health Information)提供サービスということになるだろうか。患者を対象として院内で行われる各疾患の衛生教育、健康教室、または食事療法指導のために役立つ資料の提供などがまず考えられよう。しかし患者が病院図書室に一番求めたいサービスはなにか、をも考える必要があるだろう。

当院の図書室では約20年以前より入院患者へのサービスを行っており、現在では外来患者、病院周辺の地域の人々にも利用してもらっている。まずその中で、利用者に図書室がどう役立っているかを考えてみたい。

3. 患者のためのコレクション

利用が最も多いのは文学書、地誌、紀行の類の一般図書、次いで趣味、娯楽、料理と病院での長い時間を過ごすための読書である。以前は闘病記がよく読まれたが、最近ではそれに代って自分の病気を知らするための本がよく利用されている。

最近、公共図書館にも健康に関する本、食事療法、運動療法、または腰痛、肩こり、胃潰瘍、貧血などの病気についての本がかなり並べられており、当図書室のサービスの内容は公共図書館とはほとんどかわらないように思われるが、ここではその違いを考えてみたい。

一般の人が正しく理解できる医学、または病気についての本の選択は非常に難しい。公共図書館では、多分利用者からのリクエストによって購入された本も含まれているであろうが、我々に馴染みのある医学系の出版社発行のものは少ないようである。しかし病院図書室では医学関係の出版情報が得られやすく、著者についてもある程度通じていることが患者の本を選択するのに役立っている。また、内容的な評価には病院の専門医及びコ・メ

ディカルスタッフの協力が容易に得られることが強味である。しかし、病気の種類が非常に多いのに反して、一般の人々に適した医学関係図書は非常に少なく、非常に片寄りがみられる。難しい病気をわかりやすく書くことの難さの所以であろうが、患者からの希望は少なくない。医師ら病院の医療従事者のための医学書は理解しにくいだけではなく、真に患者が求める情報とは限らない。日本語訳にもなった「君と白血病」⁽¹⁾のような病気や治療について患者のために説得力をもって書かれている本がたくさんほしいと思う。しかしこのような難病の患者への本の提供の前には、病名の告知やインフォームド・コンセントの問題があるだろう。

4. 患者サービスの展開

だいぶん以前、病院における患者サービスについての外国文献を集めていたころ、医師が司書に本の処方箋を書くという記事を興味深く読んだことがある。

例えば「〇〇さんに糖尿病についての分かりやすい本を…」とか、「××さんが食事療法について知りたいという」。中には「このごろふさいでいるので、気分が晴れる本を…」というのもあった。患者に必要な本を医師の指示で選ぶ時には、選んだ本が適切かどうか、またその本が患者に役立ったかどうかについて医師と話し合うことができよう。そのあたりから司書が読書療法のチームワークに参加できれば幸いである。わが国での読書療法はまだこれからであるが、すでに八戸赤十字病院の小児科における成功例が報告されている。⁽²⁾ 当室では心療内科で選ばれた本を、必要な患者に医師の指示で提供することがある。患者が利用できるコーナーにある成人病、慢性疾患、食事療法についての本は、患者自身の選択と、医療スタッフからの指導によって利用されている。病気についての本は患者だれにでも適した信頼できる著者と出版社のものを基準とするが、提供について主治医の

指導を必要とする場合もある。

アメリカでは1970年代より Clinical Medical Librarian (CLM) が医師の回診に参加して文献情報活動を行っている。現在の日本においては、Medical Librarian としての資格制度もなくそれに適した司書の研修もままならぬ上、病院図書室の現状ではまだ実施など考えられない。しかし、回復期の患者や軽症患者の回診に参加して、その患者の病気や病状についての必要な本や情報を、または患者の希望に添っての資料を主治医と相談しながら提供することは考えられるかもしれない。この場合、医学的な資料だけでなく、ベッドの上での退屈な時間を過ごす方法として図書室の利用を勧めたり、希望のカセットテープを届けることもできよう。図書室だけで患者に接するよりも、その患者の自分の病気に対する姿勢が分れば、病気についての情報も提供しやすいかもしれない。

今の病院図書室が置かれている状態を考えると、このような患者サービスを実施するには相当な時間的な余裕が必要であるが、インフォームド・コンセントやがん告知が進められるのと平行して、患者の自分の病気について知る権利とか、知る手段を援助する役割の一端を担うことが、病院図書室における患者サービスの専門性の一つでありたい。

5. 患者教育と図書サービス

患者自身が自分の病気や障害を正しく理解して、健康維持または病気回復に積極的に努力できるように、適切な知識と食事療法や運動療法についての指導が多くの病院において患者教育または患者教室として行われている。

患者教育は主に、糖尿病、高血圧、心臓病、透析治療を含めた腎臓病などの慢性疾患の患者を対象として行われ、医師をチーフとするメディカルスタッフ（看護婦・診療技師・栄養士）らによる指導がされている。患者教育についての外国の文献では、そのスタッフのなかに図書館員も参加して、患者教育に必要

な資料の選択・収集やプログラムの作成にも協力するなどの積極的な図書館サービスがみられるが、わが国の病院図書室では間接的には資料の提供などで関わっていても、スタッフとしての参加にまでには至っていない。

当院の図書室には、このような慢性疾患の患者のために食事療法の本や病気についての正しい知識の本を備えて、多くの患者に利用されているが、いまだに患者教育のスタッフとの協力体制はできていない。各疾病別の患者教育または教室に参加する患者にその時の講義や指導に関する本が図書室に用意されていることの紹介ぐらいはしたいと考えているが、診療部門に司書が入り込む余地はなさそうである。それでも日曜日などに患者や地域の人々が集まる教室が開かれる時には、本を必要とする人々のために図書室を開くことにしている。病院図書室の専門性の一つとして患者サービスを考えるとき、患者教育に病院図書室として、あるいは Hospital Librarian としてどう関わっていくかは今後の問題として考えていきたい。

一方、自発的に自分の病気について、また治療についての知識が得たいとして情報を求める患者への情報提供、すなわち Health Information の提供についてどう考えるべきかが重要な問題となりつつある。今よく話題となっているインフォームド・コンセントにおいても、患者は担当医からの説明を理解する知識をもって判断しなければ真のインフォームド・コンセントにはならない。その場合に必要とされる情報提供について、病院図書室はどう対処すべきであろうか。また誰からも阻害されない利用者の「知る権利」と「プライバシー」を守ることが図書館員の倫理とされ、⁽³⁾ どんな資料の提供にも応えなければならないが、病院の職員として医師の診療や治療の協力をすべき病院図書室の司書は患者の「知る権利」をどう考えるべきであろうか。

今から約10年前の文献では、「患者教育のために提供される Health Information は患

者の病気や障害を管理する指導者（医師）の指示に添うもの」⁽⁴⁾と述べられていたが、最近の Symposium : Medical libraies and Patient information の序論で、Hafner は「かつては、医師と図書館員は患者の要求に合うように選択された情報を提供して、患者を『適切な』方向に導こうとした。これは患者が、自分の身体の状態と関係のない治療の技術的な情報に惑わされないようにと、患者のための方策であった」とし、更に「しかし、1993年の民主主義社会では、患者、その家族、関係者は、自由に制限されずに情報を入手する権利を得ることが十分に確立されている」としている。⁽⁵⁾しかし、無作為抽出した病院、およびメディカル・センターの図書館へのアンケート調査の結果によると、13.4%の図書館では患者への医学情報の提供に、医師（Physician）の同意を必要とし、6.5%の図書館ではその他いろいろな制限を設けている。もっとも回答した施設の67%は患者と家族のための図書館を医学図書館とは別に設置している。⁽⁶⁾

巷の書店にも代替医療の本も含めて、多くの医学関係の本が商品として並べられている。公共図書館においてはどんな本でも利用者からの希望に応じており、マスコミによって伝播される医学情報があふれている。そのなかで、もっとも正確な新しい情報をもつ医学図書館や病院図書室が患者への情報提供に躊躇するのは何故だろうか。少なくとも病院図書室における患者サービスの専門性の中にその答えを見つきたい。

6. おわりに

「病気に立ち向かう患者の立場になって、多くの医療スタッフとの協力のもとに、患者の精神的にも身体的にも病気の回復に役立つ医療情報の提供こそ病院図書室の図書館員の役割」とするのは容易である。しかし主治医やその他の医療スタッフに「知られたくない」として図書室に資料を探しに来る患者の

プライバシーを「一図書館人」としてどう考えるべきであろうか。また、その患者に『適切』な情報が、病院図書室が提供する『正しい』医学情報と考えるべきなのだろうか。多くの病院図書館員から、その答えを聞かせてほしい。

引用・参考文献

1. Lynn S. Baker 著 細谷亮太訳：「君と白血病」医学書院 1982
2. 滝沢鷹太郎：小児病棟における読書療法を試み、全国患者図書サービス連絡会会報、No.2、2-8、1994
3. 岩猿敏生等編：新・図書館学ハンドブック「図書館員の倫理綱領」368-371、1989.
4. Hinthorne RA, Jones R: Coordinating patients education in the hospital. Hospitals, 52(11), 85-86, 1978.
5. Hafner AW: Medical Library and patient information services, Introduction: Patient access to medical information. Bull. Med Libr Assoc 82(1), 44-45, 1994.
6. Hafner AW: A survey of patient access to hospital and medical school libraries Bull. Med Libr Assoc 82(1), 64-66, 1994